

祝
辭

平成二六・七・一七 ホテルモントレ仙台

第六十二回 全国人権擁護委員連合会総会

第六十二回全国人権擁護委員連合会総会が開催されるに当たり、
一言お祝いを申し上げます。

基本的人権の尊重を掲げた憲法の下、昭和二十三年に人権擁護委員制度が創設されて以来、人権擁護委員の皆様におかれでは、我が国における人権の擁護と人権尊重の思想の普及に向け、重要な役割を果たしてこられました。最近でも、東日本大震災後にあって、被災地における相談所の開設や仮設住宅への戸別訪問など、被災者支援の重要な一翼を担われています。この機会に、皆様の永年にわたる御尽力に対し、心より敬意と謝意を表します。

近年、我が国では、社会経済情勢の変化や国民の権利意識の高揚を反映して、多方面で価値観や意見の対立が広く見られます。こうした状況の中、様々な態様の人権侵害が後を絶たず、とりわけ、学校におけるいじめ、教職員による体罰、児童虐待など子どもの人権に関する事案が年々注目されてきています。また、インターネット上でのプライバシー侵害、名誉毀損のように新たに深刻化する分野もみられるようになっています。東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に基づく風評被害も続いており、人権を巡る状況は、これまで以上に、多様化、複雑化していると申せましょう。

このような中で、人権擁護委員の皆様方には、日頃より並々ならぬ御労苦がありと存じますが、市民の一人一人が個人として尊重

される社会の実現に向けて更に力を尽くされ、その重要な使命を達成されるよう強く期待するところです。

終わりに、全国人権擁護委員連合会の益々の御発展と皆様の御健勝を祈念いたしまして、私の祝辞といたします。

平成二十六年七月十七日

最高裁判所長官 寺 田 逸 郎